

中世都市・集落における居住形態に関する研究（梗概）

東京大学 稲垣研究室

1. 序

1. 研究目的・方法

本研究は前年度広島県福山市を調査対象として実施した「近世の遺構を通して見る中世の居住に関する研究」をさらに発展させたものである。前年度調査研究において試みた現状遺構および文献史料から住居および住居集合の中世的特質を抽出するという目的・方法は、今年度調査研究でも継承されたが、今回はより具体的に中世の居住形態そのものを明らかにすることが主要な課題となった。したがって調査地域選定にあたって次の二点に留意した。

- (1)現存する遺構と文献史料によって近世初期の都市・集落の構造を復原しうること。
- (2)中世の居住形態を推測させるなんらかの中世史料が残存すること。

さらに地域的居住形態の差異をも射程に入れた上で、次の二地域を今年度の調査対象として選定した。

A. 滋賀県伊香郡西浅井町菅浦

B. 茨城県新治郡八郷町域に分布する町および集落

調査の方法は、従来からの建築類型学的方法を各スケールに適用することを基軸に据えつつ、住居集合を有機的に繋ぐ共用的外部空間（道、水路、広場、空地など）を積極的に把握することに力点がおかれた。さらに、一定の領域内における住居および住居集合以外の構成要素（門、神社、祠、寺院、墓所、耕地など）をできる限り調査対象として組み込むことによって、環境系を総体として捉え、その共時的空間構造および通時的展開・変容過程を明らかにすることに主眼をおいた。現状調査でえられた知見および仮説にもとづいて、随時史料調査を行い、また主要な住居については詳細な民家調査を実施した。これら一連の調査を総合的に進めながら、本研究の課題である中世的居住の特質を可能な限り遡及することを試みた。

2. 調査地域の概要

A. 滋賀県伊香郡西浅井町菅浦

菅浦は琵琶湖北岸の狭隘な扇状地に展開する集落で、中世期の惣村として、あるいは琵琶湖水権を掌握した禁

裡供御人の居住地としてすでに有名である。したがって歴史学をはじめ各方面からの既往の研究蓄積は多い。しかしこれらの研究において、集落の物理的形態ないし具体的な居住の実態について十分な考察が行われているとはいいがたく、また中世菅浦惣以後の近世菅浦村の構成および展開についてはほとんど解明されていないといっ

てよい。本調査研究では、中世以来の集落構造を重疊的に伝える現在の集落空間の悉皆的調査を通じて近世菅浦村へ遡及し、近世の展開過程を明らかにする。さらに中世段階菅浦の集落空間の構造的特質を可能な限り抽出することを試みる。菅浦の現在の姿は、狭い扇状地に100余戸が高密度に展開し、緊密な集落空間を示している。建築遺構そのものの絶対年代が古く遡るものは必ずしも多くなく、したがって建築遺構自体による過去の遡及には一定の限界が存在するが、階層差による住居規模ないし住居を含む敷地の形態、住居集合の構成などは、集落の空間構造のなかに過去の痕跡として刻み込まれている。また集落の先行条件となるべき地形、水系はきわめてよく保存されており、集落内の道や路地も近世、近代の大幅な計画による改変を経ておらず、その基本的構成は中世段階の姿を踏襲していると考えられる。

菅浦に関する文献史料は豊富で、長久2年(1041)の太政官符写を初出とする中世初期から近世初頭にかけての史料はすでに『菅浦文書』として公刊されており、近世初頭から明治期にかけての土地関係史料を含む村方文書は滋賀大学に保管されている。

B. 茨城県新治郡八郷町域に分布する町および集落

八郷町は筑波山および加波山の東部、恋瀬川沿いの八郷盆地の範囲にほぼ対応し、昭和30年一町七カ村が合併してできた町である。したがって町としての成立および地名はきわめて新しいが、八郷盆地がもつ領域性は古く、『常陸国風土記』における茨城郡、『和名類聚抄』における田籠・拝師・大幡・夷針・小見・山前の六郷および中世の北郡はほぼこの領域に相当する。盆地内には、およそ50余の村落および町が点在し、大小の谷戸に刻まれた多様な地形を下敷きにさまざまな形態の集落や町が分布する。

この地域を調査対象として選定したのは次のような理

由による。

(1)盆地のもつ領域の完結性と塋のある地形および景観が現在もなお残存すること。

(2)中世段階における荘園が、この地域においては未発達であり、近世においてもその大部分が旗本領ないし他藩の飛び地的所領で分割知行されており、中世以来の自然形成的住居集合が現在に至るまでなんらかの形で踏襲されていることが予想されること。

(3)細かな谷戸に沿った中世的耕地と在家的村落、中世武士団の居住地と思われる館跡、堀などが比較的よく残存していること。

(4)多様な地形に応じて多様な住居集合の形態がみられ、これらを類型化し比較することによって、一定の住居集合の展開モデルが提示できること。

(5)在地社会における中世末の町場形成の実態および必ずしもその境目が明瞭でない在地における町と村の差異を、住居集合の空間的特質から解明できる可能性があること。

(6)茨城県は公刊されている『茨城県史料』に代表されるように中世史料に比較的恵まれた地域であり、当該地域においては弘安大田文を含む『税所文書』、あるいは『総社宮文書』などが重要な手がかりとなること。

以上のような観点から当該地域においては、八郷盆地に分布するすべての集落・町を射程に入れ、それらを類型化することによって住居集合の基本的構成単位として、「坪」と「宿」が抽出された。その代表的サンプルとして、上青柳と小幡の二地区が選定され、それぞれ住居レベルから村落レベルにおよぶ悉皆的調査および史料調査が実施された。

上記二地域の調査研究は並行して進められ、最終的に地域的差異を念頭においた比較研究が行われた。なおこの概報では、Aの菅浦における成果の概略を掲載するに留め、Bの八郷地域および両者の比較研究は本報告書に譲る。

3. 調査日誌

1984年7月19日	筑波地域および八郷地域予備調査一調査対象地域の選定(4名)
7月21日～28日	関西予備調査一調査対象地域の選定および史料調査(3名)
8月10日	八郷町上青柳調査依頼(3名)
8月20日～24日	上青柳本調査(7名)
9月12日、16日	八郷町史料調査(2名)
9月27日～28日	菅浦調査依頼(2名)
10月20日～25日	菅浦本調査(8名)
11月8日～10日	上青柳補足調査(6名)
11月13日～15日	菅浦補足調査(4名)
1985年2月25日～28日	八郷町小幡予備調査(2名)

3月18日 小幡調査依頼(3名)

4月1日～3日 菅浦補足調査(4名)

4月21日～26日 小幡本調査(8名)

8月6日～7日、10日 八郷町補足調査(4名)

4. 研究組織(調査時点における所属)

主査 稲垣榮三(東京大学工学部教授)

委員 山田智穂(相模女子大学助教授)、野口 徹(東京大学教養学部助教授)、陣内秀信(法政大学工学部助教授)、小林英之(建設省建築研究所研究員)、藤井恵介・伊藤 毅(以上東京大学工学部助手)、渡辺洋子・伊藤裕久・滝井 恵(以上東京大学大学院生)

調査協力

村松 伸・マーティン・モリス(以上東京大学大学院生)、武富 寧・小田川友子・藤川昌樹(以上東京大学学生)、ジョルゲン・サンド(東京大学研究生)

II. 菅浦に関する考察

近江国浅井郡菅浦村(現・滋賀県伊香郡西浅井町菅浦)は、琵琶湖北端部の葛菟尾崎の先端に位置し、後背地を標高400m程度の山地に囲繞された狭隘な扇状地に立地した湖岸の集落である。

園城寺門跡円満院領大浦荘の一部であった菅浦は、平安末期頃までに、集落の南方に相対する竹生嶋領に施入され、山門檀那院領として独立した存在となる。その後、鎌倉時代には、禁裡供御人の集落として、さらに、南北朝・室町時代を通じて、錯綜した支配関係のなかで、畿内においても先進的とされる自治的な共同体である「惣村」を成立させたことは、当村に現存する『菅浦文書』¹⁾(現・滋賀大学経済学部史料館保管)を中心とする多くの先行研究によって明らかにされている。

また、天文・永祿期には、戦国大名浅井氏の支配下に入り、近世に至って、慶安4年(1651)からは膳所藩領となり、自治的な中世惣村も、近世村落として幕藩体制下に再編成されることになるが、住民の生活基盤である集落そのものの立地は、大きく変容することはなかった。13世紀後半、半島の付根に位置する日指・諸河と呼ばれる狭小な耕地をめぐって、大浦荘と菅浦の間に生じた訴訟の結果、正安4年(1302)の界実検によって作成された絵図²⁾には、すでに、現状集落の立地する位置に9軒の家屋が記載されており、東西に浜沿いのにびる住居の立地形態は、基本的に現在の集落と同様である。また絵図に描かれた3つの神社(保良神社・小林神社・赤崎神社)

注1)『日本荘園絵図集成上』 西岡虎之助編 所収 裏書に「菅浦与大浦下莊界絵図 乾元元年八月十七日」とある。

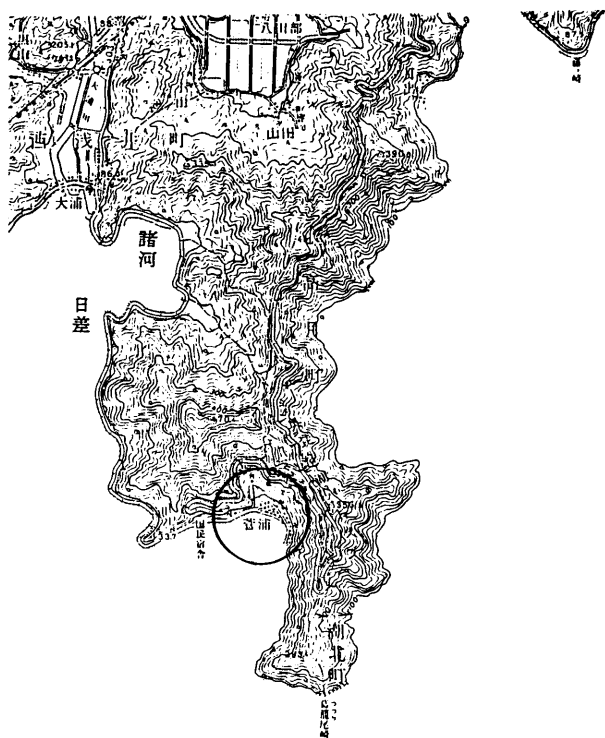


図-1 位置図(建設省国土地理院発行の地形図による)

の立地も、明治初期の地籍図(図-2)で確認される明治42年の三社合祀以前の位置と同じと推定される。この他、日指・諸河を主な田地とする土地利用状況も、現在の集落に継承されているのである。

このように、菅浦では、その集落形態を中世から近世、さらに、近代へと継承しており、その連続的展開のもとに現在の集落空間構造が形成されている。本研究が、近世集落としての菅浦を直接の分析対象とするのは、中世集落の居住形態を基底部として構成される近世以降の空

間積層性＝居住形態の変容過程を、現存する集落・建築遺構と諸史料によって具体的に検証することが可能であると考えたからに他ならない。菅浦は、中世的居住から近世的居住への変容を明らかにしうる典型的事例として稀有な存在といわねばなるまい。

第1章 集落空間形態

1. 地形条件と土地利用形態

菅浦村の集落は、葛籠尾崎西端の湾入部に形成された小規模な扇状地の裾野に位置し、湾岸の狭隘な平坦地に戸数100軒程度が高密度に集住している。湖岸まで山地の迫る半島において、主要な田地地区である日指・諸河を除けば、集落化に適した地形条件はこの他に存在しない。こうした地形条件が集落立地に大きな制約を加えるものであったことは当然であり、高密度集住を前提する集落形成もこうした先行条件のもとで展開したといえよう。

ここで村落全体の土地利用形態についてみてみたい。現在、菅浦村に所蔵されている明治初期の地籍図をもとに作成したのが図-2である。これによれば、村落は尾根を境として4区分され、北部から奥出・道出・内場・つぶら尾の字名で構成される。このうち、奥出は、中世以来の田地である日指・諸河を含む耕地地区で、赤崎神社が祭祀され、近世には、若干の屋敷が立地していた^{注2)}。道出・つぶら尾は、湖岸部に畑地が存在し後背地は山林であって宅地は存在しない。これらの耕地地区に対して集落として宅地群が立地するのは、内場であり、集落背後の斜面や扇状地には、石垣によって造成された小規模な畑地が存在する。また、集落周辺の湖岸にも畑地が開発されている。これらの畑地は、集落の成立と不可分な形で中世以来開発されてきた耕地として重要な意味

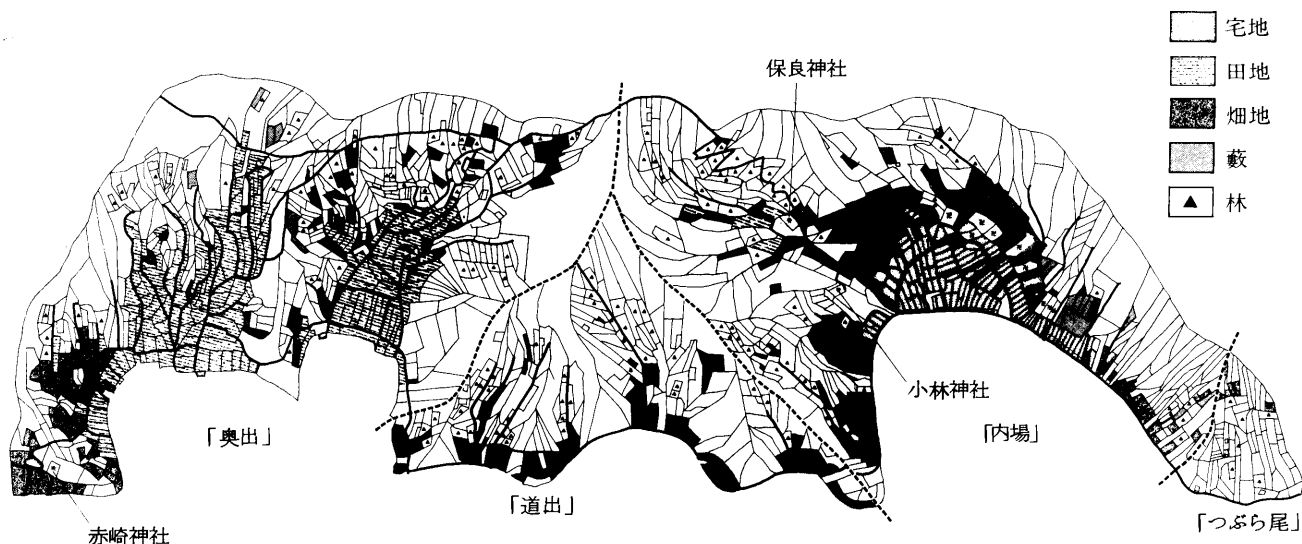


図-2 明治初期の小字名・土地利用形態(地籍図による)

注2) 近世史料には「院内」(いんない)とも称される枝村の存在である。

をもっている。また、集落内に至る道路には、湖岸を走る道と扇状地の要部に位置する保良神社の参道から八田部盆地に至る山道が存在する。しかし、陸路としては険しいもので、内場は地形的に隔絶され、村落の中でも閉じた領域を形成していたといえよう。実際、道路整備がなされるまでは、集落外との交流は、湖上交通を中心としてなされていたのである。

一方、慶長7年(1602)「検地帳」では、小字名として「つぶらおう」「在所」「おくいて」「道出」「前田」「こうら」が畠地に「おくいて」「ひさし」が田地に存在し、他に屋敷・能畠が連記される。すなわち、慶長期の田地は「おくいて」「ひさし」であり、これが明治期の奥出に相当し、同様に畠地である「つぶらおう」は、つぶら尾に、「道出」は道出に相当する。残りの「在所」の畠地、屋敷と能畠(集落内耕地)「前田」「こうら」(10筆)が内場に相当するとみられる。そして、近世を通じた土地関係史料において石高・耕地面積に大差がみられないことから^{注3)}、各々の耕地については変動がみられるものの、村落全体の土地利用形態は厳しい地形条件の中で、中世以来の開発によって土地を最大限に利用する形で継承されたのである。そのなかで注目されるのは、集落・耕地が、それぞれの領域をもって成立していることである。

2. 集落の領域性

「在所」(内場)内には、集落を構成するいくつかの領域が設定されている。ここでは、そのうち、日常的な生活が展開する居住地域の内外を規定する、四足門の存在と、集落共同体の内部組織を構成する東村・西村の領域性について考察する(図-3)。

(1) 四足門の存在

浜通りには、集落の東西の出入口に相当する位置に、東門・西門が存在する、門の形式は同一であり、石組上に2本の本柱と2本の控柱をたて、本柱内法高で冠木を貫き、控貫・足元貫で連結された本柱・控柱で肘木・出桁を支えている。屋根は茅葺・切妻で、破風飾りは民家と同様の独特のものである。門扉は設けられず、それぞれ集落内外を指示するように東西に配置されている。中近世都市・集落でみられる「木戸門」に類似した機能をもつが、物理的な意味での閉鎖性はなく、その領域は象徴的なものとして、居住地域を設定し、集落内部の空間構成を秩序化するために存在したといえよう。また四足門は「四方門」とも称され、四ヶ所に設置されていた。明治4年(1871)「明細帳」^{注4)}に「村入口ニ四ヶ 肝門御座候」とあるのがそれで、他の2つは、須賀神社参道二ノ



図-3 集落の領域性

鳥居付近、集落北端の山道に設置されたと伝えられる(図-6)。これら四足門の設置によって集落の居住地域は明確に設定される。

四足門の建設年代は、現存する東門棟札には文政11年(1828)とあり、幕末を遡るものではないが、その成立はさらに遡ることができる。すなわち、明暦2年(1656)「内検之写帳」に六郎次郎の畑3歩として「もんのおき」(門之脇)が存在し、それは、第3章で述べる集落空間構成の復原によって東門脇の畑地に比定される。同様のことが西門についても確認され、四足門の成立は、少なくとも近世初期まで遡るものである。現状では西門外にも屋敷が立地しているが図-9の慶応7年(1602)集落復原図では、屋敷は全て門内に含まれており、四足門が集落の領域性を設定する本来の機能をもっていたのは、近世初期においてである。さらに、それを惣的共同体の所産であると考えれば、中世後期まで遡る可能性が高い。むしろ、近世集落は、中世的な集落の領域性を継承したものとといえよう。

四足門の存在に関連して注目されるのは、寺社・墓所の立地であり、古来から存在した保良神社・小林神社は、門外の地形上の要所にあり、寺院群は、門内にあって、集落東側の山際に高石垣を築いて寺院地区を形成している。また墓所(サンマイ)は西門外に存在する。このように、門を境に聖・俗(穢れ)の空間領域が分離されており、信仰対象としての神社と寺院の性格の差異も反映されている。とくに、中世より宮座制を母胎とする村落祭祀を

注3) 慶長7年(1602)「検地帳」の石高が473石であり、明治4年(1871)「明細帳」にも村高473石外ニ新田高1石8斗2升である。

注4) 『菅浦文書』 滋賀大学経済学部史料館保管 以下に引用する史料は特に断らないかぎり同文書による。

集落共同体の紐帯としてきた菅浦において、祭祀空間は重要な意味をもっている。ここで最も特徴的なのは、門内の祭祀空間として存在する東西の御供所であろう。御供所は、文字どおり供物を調える場所であるが、祭礼に際しては、神職・神主・舞子や当番組・児子の控え場所となる。そして、まったく同形（ただし、神輿堂に対する出入口はシンメトリーに配置される）の御供所が東西に配列されており、祭礼も東・西の競合によって行われる。東西の御供所は、享和元年(1801)「古来有来通富」の「一西御供所道陸神門共西ハ西村支配一右同断東ハ東村支配」に存在が確認されるが、その御供所の支配はそれぞれ東村・西村であった。すなわち、明治4年(1871)明細帳に、「氏神 小林大明神 神主 西村人廻持 氏神 保良大明神 神主東村人廻持」とあるように、祭祀においては、東村・西村の並立の構造が存続しており、それが御供所という祭祀空間にも反映されているのである。次には東村・西村の領域性についてみてみたい。

(2) 東村・西村の領域性

東村・西村の領域を明確にした史料として、享和元年(1801)「菅浦惣中古来有来通富」が存在する。「一両村境本堂より西川口江見通シ西ハ西村但シ中老役三人壱年壱人ツ、廻り持東ハ東村右同断」とあり、その境界を図-3に示した。この境界の設定方法は、一般的な境界が、道路や水路等の空間的な境界性に対応するのにに対して極めて特異なものである。そのことは、すでに一村化した集落空間構成に対して、集落構成員を東・西村に区分するために設定された便宜的な境界であったことを推測させる。そのことを示すものとして、幕藩体制下に再編された村方三役を頂点とする五人組制度に編入された、本役・半役・無役の組分布を、文化元年(1804)「被仰出候御請書」によって復原すると、大組頭を中心とする2つのグルーピングは、東西村の境界とはまったく異なることが判明する。それは、一村を前提とした内部組織であった。それでは、東・西村の領域性は、どのような意味をもつのか。それについて前掲の「古来有来通富」は、まず、東西御供所の他、道陸神、東西舟入・東西浜といった東・西村の支配を規定しており、東・西村は、そうした集落生活上に不可欠な、港湾・浜地あるいは祭祀施設といった空間を惣有し管理する単位であった。また、祭礼を中心とする年中行事において東・西村の役割が細かく規定されており、その中心的存在となる「中老役」については、「西村但シ中老役三人壱年壱人ツ、廻り持東ハ東村右同断」とあるように東・西村に三人宛（一年に一人交代）であった。中老役は、中世後期の「中老衆」あるいは「乙名」の継承されたものとみられるが、中世の中老衆が東西に存在したように、近世の中老役も東・西村に分立していた。以上のことから、近世後期における東・西村の領域性は、中世後期以降継承されてきた地域

共同体としての東村・西村が村方三役による再編成等の近世の変容を経て、一村化した集落空間構成での領域の二重構造として成立したものであり、一層複雑化した集落の内部組織の中で、集落内での共同生活を保証するのが中老役に代表される東・西村の領域をもつ共同体であったといえよう。

(3) 媒介空間

集落内には、住居集合を媒介する様々な外部空間システムが存在する。それらのうち、ここでは、道路システムと水路システムについて考察する（図-4）。

まず道路システムについては、以下の類型化が可能である。まず第1には、集落内の主軸道路であり、それには、集落内部を貫通するものと、湖岸を走る浜通りが存在する。これらの主軸道路は明治期には村道として成立しているがその性格が異なっている。すなわち、集落内陸部の主軸道路は、中世後期には、すでに「惣道」あるいは「大道」^{注5)}として明確に規定された道路であって、おそらく集落の成立と時期を同じくする道路システムとして惣の管理する惣有地であった。それに対して、浜通りは、中近世の屋敷地売券（菅浦文書・菅浦家文書）の四至榜示によって明らかにされるように、屋敷の地先権が「海竿立」として中世から認められていたとみられ、浜通りは、基本的には、こうした屋敷地を貫通して形成されたと考えられる。すなわち、浜通りは、私有地内を貫通する共用空間として成立していたのである。このような地先権と併存する空間の共用性は、浜地の性格を示すものとして注目される。

第2には、内陸部の主軸道路と浜通りを繋ぐように形成された路地群が存在する。これらの路地群は、明治期には、多くが私道であって、主軸道路に直接面することのない中央部の住居へのアプローチ路となっている。また、洪水の際には排水路となるものが多い。その事は、主軸道路に面する宅地でも、浜側の宅地では、主屋を直角に配置して、こうした主軸道路に垂直な路地からアプローチする形式をとっているものが多いことにも関係している。すなわち、集落内部の主軸道路では道路の両側で宅地の配置形態が異なるのである。そして、こうした路地群は、早くから形成されたものとして村道化したものの、私道として宅地内に形成され、次第に共用されるに至ったもの、さらに現在も私道としての性格が強いもの等様々であるが、特に、宅地内でありながら路地として共用される路地群にみられるように、宅地の境界性の曖昧さが存在することに注目しておきたい。そして、こうした路地群の構成こそ高密度な集落空間構成を成立させる重要な道路システムであった。

一方、水路システムでは、元来、湖岸の屋敷では、湖水を直接利用することを原則としていたが、内陸部に立

注5) 中・近世の土地売券状（『菅浦文書』・『菅浦家文書』）による。



図-4 連続平面図

地した屋敷では、水路が日常生活において重要な役割を果たしていた。そして、水路システムは、東・西村ではまったく異なる形態をとっていることが特徴である。すなわち、西村では、扇状地裾野に形成された集落として先行条件に大きく規定されており、その第1は小出川に代表されるような洪水時に水路となる水道(ミズミチ)の存在であり、現存する水路も主軸道路に直交する形態をもち西ノ舟入に繋げられている。このように扇状地の湧水線付近から石垣によって造成された水路は、幅2尺-3尺程度であり、主屋のカッテ付近に、水路への石段を設けて利用している。第2に、西村の主軸道路北側宅地を中心に分布する井戸の存在であり、これらは扇状地裾野の湧水線付近に分布している。従ってわずかな掘削で湧水を得ることが可能であり石組の井戸が多く設けられている。こうした井戸は東村ではほとんど見当たらない。また井戸は、私有のものも多いが、主軸道路脇に設けられた井戸や祇樹院前の井戸は共用の井戸であり、井戸を持たない屋敷が利用することも可能であった。以上のような井戸の建設を可能にする扇状地の湧水線の存在は、集落形成の先行条件として重要な意味をもっていたとみられる。

それに対して、東村では、主軸道路に側溝を設けて洪水時の排水路としており、また浜側宅地の背後に「前田川」と呼ばれる水路が主軸道路に平行に走っているのが特徴である。前田川は、宅地背後の上水道として、各戸が水路付近にカッテを配置して石段を設けて利用しており、石段を下屋として主屋内に取り込んだ事例もみられる。また付属屋としてのツケモノコヤあるいは洗い場を設置した事例もあり、前田川が水路システムとして如何に重要であったかが窺える。また水路形態は、中央の湾曲部を境として上流と下流では異なっており、上流では、西村と同様、小規模な水路であるのに対して下流では、水路幅が大きく舟入りが可能であった。それは、下流が16世紀には確認される^(注6)、浜側宅地の成立によって形成された下流の水路システムと、中世以来の耕地であった「前田」に形成された上流の水路システムの結節点であったことに関係する。

以上、集落内に形成された水路システムについて検討したが、扇状地という地形条件に規定された西村の水路システムと、主軸道路と平行する側溝と前田川による東村の水路システムの相違は明らかであり、それらの結節部に前田という耕地地区が存在していた。そしてこうした水路システムは東西の舟入も含めて、東・西村によって維持・管理される共用空間であったとみられる。

このように、道路・水路システムといった媒介空間は、住居の集合形態を規定する要素として、東・西村の惣有

地を中心として構成されていたことに集落空間構成の特質をみだすことが可能である。

第2章 住居形態

1. 宅地形態と主屋配置

現状の集落内の宅地形態は、まず、湖岸に立地する宅地と内陸部に立地する宅地に大別される。湖岸に立地する宅地は、浜通りを宅地のアプローチ路として、対面する浜地の地先所有権をもつ。一方、内陸部の宅地は、主軸道路に面して直接アプローチする宅地(山側)とそうでない宅地(浜側・後背地)に類型化される。

また、宅地規模を立地状況からみると、大規模宅地は、浜沿いの宅地群に多く、地先権をもつ浜沿い宅地の優位性を示している。その他、集落内部の主軸道路に面する宅地でも大規模なものが存在する。それに対して、小規模宅地は、内陸部に多く立地しており、主軸道路に面することのない宅地はおおむね小規模宅地といえよう。このように、宅地形態は集落空間構成に従って類型化され、格差をもって存在する。

次に、宅地形態によってもっとも大きく規定されるものとして主屋配置形態をみる(図-5)。

主屋配置は以下の3類型に大別される。まず、浜沿いの宅地、および内陸部の主軸道路に面する山側の大規模宅地では、前面道路に対して主屋を後に引き、前面に付属屋・前庭を設置している。この類型は、52例で全戸数の約半数を占めており、集落内の基本配置形態といえる。これを、浜沿いの宅地で一般的にみられるという意味で「浜地型」とする。次に、主軸道路に面する宅地で極めて小規模で奥行のない場合には、主屋が接道する形態となる(「接道型」)。最後に、内陸部の主軸道路に面する浜側宅地と、主軸道路に直接面することのない内陸部の宅地では、主軸道路から分岐した路地をアプローチ路としている。このような主屋配置形態を路地によってア

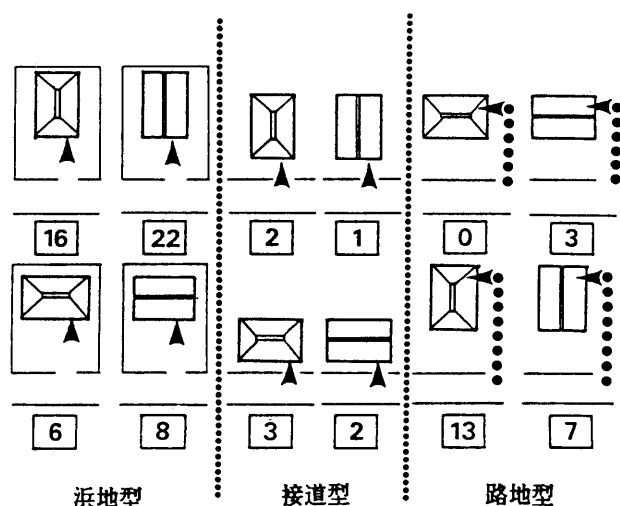


図-5 宅地類型図(数字は棟数)

注6) 天文6年(1537)中老衆六郎次郎屋敷売券(『菅浦家文書』)による。

ブローチするという意味で「路地型」とする。「路地型」は、23例と多くの事例が存在し、集落内陸部の宅地構成に対応するものとして定着した類型である。これらと主屋配置（妻入・平入・屋敷形式）との関係を図-5でみる。大きくみて、集落内に定着した宅地（配置形態）類型には、(1)浜地型の宅地形態に対して妻入の主屋配置をとるもの（46%）。(2)平入の主屋配置をとるもの（17%）。(3)路地型の宅地形態に対して、平入の主屋配置をとるもの（24%）の三つが存在する。(1)は浜沿いの、(2)は内陸部の主軸道路に面する山側の中大規模宅地に対応するものである。一方、(3)は、内陸部の主軸道路に面する浜側、或いは主軸道路に面することのない中小規模宅地に対応している。これらは、浜側と内陸側に大別される宅地形態の格差に対応する類型として集落に定着していたのである。

2. 主屋平面構成

集落内にどのような住居形態が定着していたかを明らかにするためには、集落内の全戸を対象としなければならないが、現存遺構は、古いものでも幕末から明治の建設であり、さらに昭和40年以降の新築も多く含まれている。そこで、西浅井町役場に保存されている昭和40年代前半に作成された「家屋台帳」を補足資料⁷⁾として利用する。なお、今回の現状調査によるものは、連続平面図（図-4）に主屋平面図を示した。

さて、集落内の主屋は、屋根形式から瓦屋と葛屋に大別される。瓦屋は明治以降のものであり、葛屋は近世に遡る遺構から大正に至るものまで存在しており、特に明治以降、大規模な主屋は瓦屋になる傾向がみられ、小規模なものに、おそくまで葛屋が存続している。一方、平面構成の対応関係でみるならば、瓦屋と葛屋に本質的な差異は認められず、明治以降の瓦葺の導入過程で平面構成は基本的に継承されたとみてよい。ここで平面構成上の最も大きな特徴は、主屋規模において4室構成と6室構成に大別されることである（図-6）。以下、各類型についてみる。

Type-1 6室構成…平入型（大浦型）

菅浦における住居形態は、構造形式からすれば、大浦型の範疇に属する⁸⁾。この類型は平入型6室構成として、当地域に一般的にみられる。比較的古い遺構が存在しており、18世紀後半から幕末に建設されたものが数棟

注7) この家屋台帳は、集落全戸を対象として、付属屋を含めて平面図を記載しており、さらに建築年代についても聞き取り調査など判明する範囲で、明治・大正期と分類している。屋根形式（茅・瓦）・床・天井材・仏壇・床の間・押入・縁側・フド（クド）等も明らかとなるので平面構成の類型化が可能である。また同年代の航空写真と比較することで配置形態も復原される。

注8) 大岡実・宮沢智士「湖北地方民家の編年」、大岡実・鈴木充「湖北地方民家の類型」日本建築学会論文報告集第66号昭和35年10月参照。

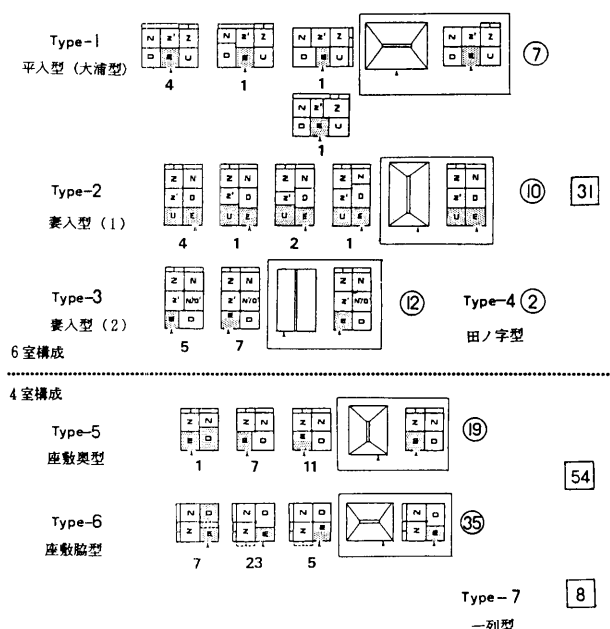


図-6 平面類型図（数字は棟数）

含まれる。しかし、逆に、明治以降は3棟とあまり継承されることのなかった平面構成である。妻入型の6室構成を主とする集落内の大規模住居の平面構成としては特異なもので、近世後期以降、有力家の住居形態として、特殊な宅地条件のもとで導入されたとみられる。

Type-2 6室構成…妻入型(1)

集落内の大規模住居の平面構成の主なものは妻入型であるが、Type-2は、前面2室が土間部で奥4室が居室となり、ニワ(E)ーダイドコ(D)ーネマ列(N)とニワ(U)ークチノマ(Z')ーザシキ(Z)列の構成をとる。近世末期の葛屋の遺構がみられ、Type-3より年代的に古い形式とみてよい。

Type-3 6室構成…妻入型(2)

やはり妻入型の6室構成であるが、平面構成がType-2と異なる。すなわち、中央柱列を境として、ニワ(E)ークチザシキ(Z')ーオクザシキ(Z)列とダイドコ(D)ークチネマ(N')ーネマ(N)列で構成される。Type-2でニワ(E)奥にあったダイドコ(D)がニワ(E)脇に位置し、ニワ側にクチザシキ(Z')ーザシキ(Z)を配置したことで、接客空間と日常生活空間を列構成によって分離した点が特色である。大半は、明治期の瓦屋（10棟）に代表される平面構成であり、Type-2が明治期の瓦屋化の過程で機能的な展開を示して定着したものといえよう。

これらが、近世後期以降の有力家の住居形態として、浜地型の大規模な宅地形態に対応するものであった。それに対して、内陸部の小規模宅地に対応する住居形態として4室構成の住居形態が多く存在する。現存遺構は、明治期のものが大半を占め、耐久性の点からか、建築年代の古いものは見当たらない。4室構成は、土間部のニワ(E)とダイドコ(D)と居室部(アゲマ)のザシキ(Z)・ネ

マ(N)で構成されるコンパクトな平面構成をもっている。

Type-5 4室構成…座敷奥型

前面2室がニワ(E)とダイドコ(D)(オチマ)で奥2室が居室(アゲマ)となりザシキ(Z)・ネマ(N)となる。葛屋10棟、瓦屋9棟が確認されるが、その屋根形式は妻入・平入が混在しており、かならずしも一様でないが、最も多いのは浜地型の宅地形態で、主屋を妻入型に配置したものであり(10棟)、妻入型6室構成の簡略型とみられる形式である。

Type-6 4室構成…座敷脇型

座敷脇型は、ニワ(E)脇にザシキ(Z)が位置しており、ニワ(E)奥にダイドコ(D)、ザシキ(Z)奥にネマ(N)を配置する。35棟が確認され、集落内で最も多い類型である。宅地類型においても浜地型の小規模宅地に対応するものが14棟、路地型に対応するものが15棟みられ、この類型が、一般階層の住居形態として多様な宅地形態に対応する平面構成であったことを示している。特に、Type-5と比較するならば、路地型の宅地形態に対応する傾向がみられ、内陸部の小規模な路地型の住居形態の典型となっている。

以上、6室構成と4室構成は、住居の階層格差として近世後期には顕在化していたと推定される。そして、6室構成が近世後期の有力家の住居形態として導入されたとみられるのに対して、4室構成は、集落空間構成に対応した基本的な住居形態であり、そのコンパクトな空間構成は、古くから継承されてきたものと推定される。

次に各タイプの分布と階層構成についてみたい。図-7は、建築タイプの分布状況を示したものである。Type-1は、西門外と東端部の間口の広い大規模宅地と東ノ舟入付近に立地しており、18世紀に遡る2棟は、主軸道路浜側の路地型宅地にある。Type-1は、本来平入型の大規模な住居として間口の広い宅地に対応するものであろうが、これらは主屋を主軸道路に対して直角に配置し、路地によってアプローチする形式をみせ、内1棟が移築と伝承されるように、路地型の宅地類型に対する大規模な住居形態として移入されたものとみられる。こうした特殊な立地状況を見るかぎり近世後期に新たに導入された住居形態といえよう。それに対してType-2・3は、東・西村の中心部をなす浜地型の大規模宅地に分布する。また、西村西端部に瓦屋が多く分布しているが、それは明治初期の火災後の建替によるものである。こうした6室構成の分布状況に対し4室構成では、Type-5は集落内陸部の小規模宅地と東村の浜通りに面した浜地型の小規模宅地に分布しており、路地型の宅地でも主屋を奥に配置するのが一般的である。すなわち、基本的には浜地型の中小規模宅地に分布する傾向がみられる。一方、Type-6は、集落内部の路地型・接道型の中小規模宅地、

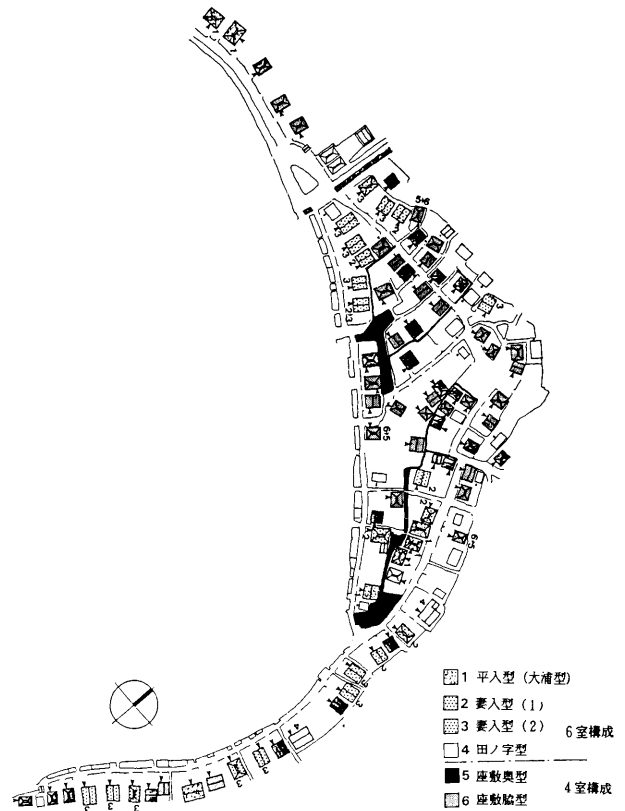


図-7 建築類型分布

また中浜付近の宅地に奥行のない路地型宅地に分布している。基本的には、路地型の構成をとり、塊村化した集落空間構成に適應した住居形態であった。このように建築類型は、まず宅地類型に対応するものとして集落に定着しており、さらにその住居形態は集落構成員の階層格差を反映するものであろう。慶応4年(1868)「戸口御改帳」から復原した石高分布でみると、すでに近世後期に進展していた集落構成員の両極分解が、明らかに浜側と内陸側に大別される宅地条件の格差となって顕在化しており、それが集落空間構成に反映されている。建築タイプの分布状況は、それと対応関係を示している。住居形態の定着は、近世後期の集落内部構成を象徴するものである。さらに、それは単なる経済規模格差ではなく、共同体内の家の階層差の表象であった。すなわち、6室構成は、近世後期に抬頭してきた村方三役を務める家柄のような上級階層の住居形態にいちやく導入されたとみられる。そして、おそらく、集落内において一般階層に古くから定着していたのは、現存遺構による建築類型のみで、4室構成で示される住居形態であったとみられるのである。

3. 付属屋配置形態と住居集合

高密度化した集落内においては、住居形態は単独に存在しうるものではなく、隣家との関係性によって規定され、住居集合の原理に支えられて、はじめて自律的な住居形態を成立させている。住居集合のあり方も、浜地型と路

地型では異なるが、ここでは、浜地型の典型である西村の西端部の地区を事例としてみたい（図-8）。

宅地は、浜通りに面しており、地先には石垣で造成された浜地をもち、前面には、波風除の石垣を設けている。主屋は、妻入型6室構成である Type 2(41)、Type-3(40)(42)(43)ですべて明治期の瓦屋である。(41)(42)(43)は主屋が隣接し、(40)と(41)境で宅地条件が異なり、主屋位置がずれている。ここで、まず指摘できるのは、隣接する宅地間で閉鎖的な境界装置がみられないことであり、特に主屋間では縁石程度であって、主屋同士が対面している。また前面の付属屋ゾーンでは、宅地境界付近に付属屋を配置し、付属屋背面を隣接させ、各々が主屋前面に閉鎖的な中庭空間（アプローチ空間）を創出している。このように上層の住居形態として完成度の高いこの地区でさえ、宅地境界の閉鎖性はあまりみられないのであって、それは、本来、集落内において屋敷構としての宅地の囲い込みが必要とされなかったことを示すものであろう。それに対して、こうした上層の住居形態で自己完結的な住居空間を創出するために発達したのが、隠居屋(I)、土蔵(St)、物置・便所といった付属屋群による囲い込みの方法であった。次に、主屋平面構成に注目すれば、ザシキ列(Z・Z)とネマ列(N・N)が、同方位に位置しており、隣接する主屋同士は、ザシキ列とネマ列が対面する。すなわち、縁側が設置され開放的な構成をとるザシキ列に対して閉鎖的なネマ列を向けることで、空間的な閉鎖性が保たれている。また主屋は、ネマ

列側を宅地境界付近に建て、ザシキ列前面に前栽等を設けており、こうした外部空間が隣家の主屋との緩衝空間として機能しているのである。このようなザシキ列の方位性は、浜地型では地域的なまとまりをもって存在しており、主屋平面の列構成の方位性は、宅地条件と隣家との関係性によって決定されていたとみられ、それは、主屋を隣接させる高度な集住形態のなかで、自律的な住居形態を確立するものであった。

一方、路地型では、路地（アプローチ路）の方位性と Type-6 による座敷脇型の平面構成の定着によって、全体のなかで個としての住居形態の自律性を獲得していったといえるが、そうした傾向は、浜地型の上層の住居形態において顕著であり、中小規模の路地型では、いまだ住居形態の自己完結性は脆弱であって、むしろ路地・水路といった共用空間に多くを規定されているのである。

第3章 近世初期の屋敷地形態の復原と中世集落の空間構造

第1章・第2章では、現存する住居、集落空間を基本として近世後期の状況を考察した。本章では、それをもとに、近世における土地関係諸史料から近世初期の屋敷地形態を復原し、それによって中世に成立していた集落空間構造について考察する。

現存する諸史料のうち、集落全体の屋敷地の判明するものとして、(1)慶長7年(1602)「菅浦村御検地帳」、(2)明暦2年(1652)「内検之写帳」、(3)寛延3年(1750)「内検之

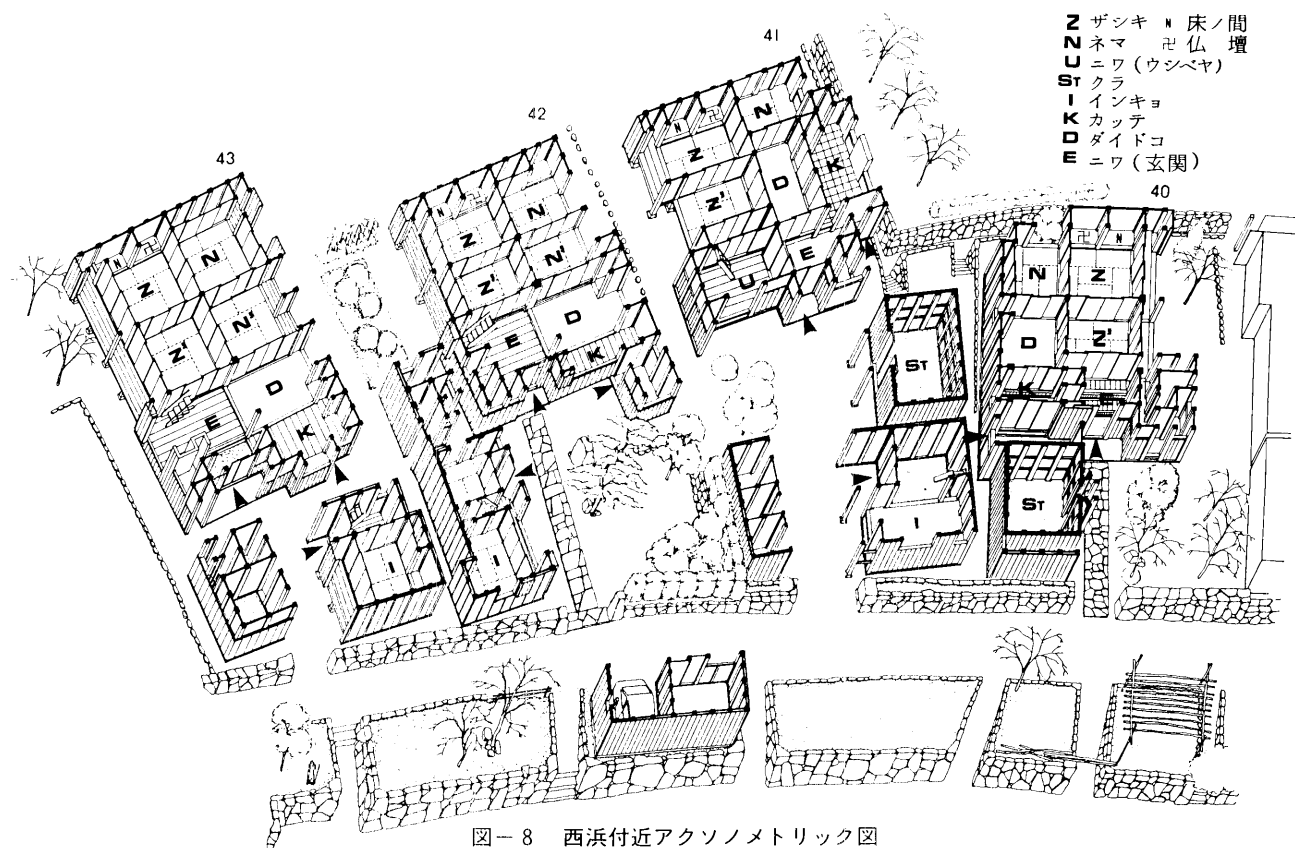


図-8 西浜付近アクソノメトリック図

写帳」, (4)寛政7年(1795)「反別名寄人別帳」, (5)天保4年(1833)「田畑名寄人別帳」, (6)文久4年(1864)「内検之写帳」, (7)文久4年(1864)「田畑名寄人別帳」, (8)明治4年(1871)「屋敷高反別御改帳」, (9)明治6年(1873)「地券野帳」, (10)明治11年(1878)「土地台帳」である。

史料の利用にあたっては、「内検之写帳」と「名寄人別帳」の記載内容の相違等, 様々な検討を要するが, ここでは, その結果のみを述べる。

まず, 明治初期の地籍図(図-2)を現状調査によって修正したものをベース・マップとし明治期の史料(8), (9), (10)を対照させ, それを基本にすることによって, 史料(4), (5), (7)から, 近世後期の屋敷地形態・分布を復原することが可能である。

そこでは, 基本的には, 前章までに検討した現状の集落空間構成・屋敷地形態は, 近世後期にまで遡るものであることが判明する。しかし, 近世後期には, 無屋敷登録人の居住地として, かつて耕地であった「野(能)畑」「前田」が屋敷化していること, 同様の耕地は, 屋敷持登録人の屋敷地にも含まれている。そして, 特に, 「前田」は, 集落中央部の小出川両側の地区に比定され, 東村・西村の間に「前田」地区が存在し, それが次第に屋敷化した状況が窺える。また, 門外の居住地化も近世後期にはすでに進展していたことにも注目せねばならない。

そして, 近世後期には固定的になってきた屋敷地形態において, 近世初期には, 小規模屋敷地の分割・集積が主であったのに対して屋敷地居住者の移転が頻繁に行われている事実を指摘できる。それは, 近世中期以前の屋敷地の集積を通じて境界が明確化してきた屋敷地形態が, 近世後期には集落全域に楕比するようになり, そうした高密度化によって, ひとつの定常状態にあった集落内において, 屋敷地居住者の移転が顕在化したものとみられる。

次に, こうした, 近世後期の復原過程を通じて, 史料(2)明暦2年(1656)「内検之写帳」に記載された屋敷地の分布を比定することが可能となる。史料上厳密に対応関係が認められるのはここまでである。しかし, さらに明暦2年(1656)「内検之写帳」と慶長7年(1602)「検地帳」の屋敷持登録人名には, 多くの対応関係がみられ, 屋敷地面積には若干の相違があるが, おおむね同一の屋敷地と考えてよいものが大半を占める。さらに, それを記載順序に従って位置を比定していくと, 集落東端から主軸道路に沿って西側に順番に配置されていくことが判明する。それは, 検地の進行順序に対応するものであろう。このようにして, 慶長7年(1602)の集落空間構成を推定復原したものが, 図-9である。検地帳には, 屋敷地面積のみしか記載されていないので, 屋敷地形状を明らかにすることはできない。そこで, 一応, 整形と考えて同面積の正方形(一部長方形)で近似し, 枠内に面積(歩)を

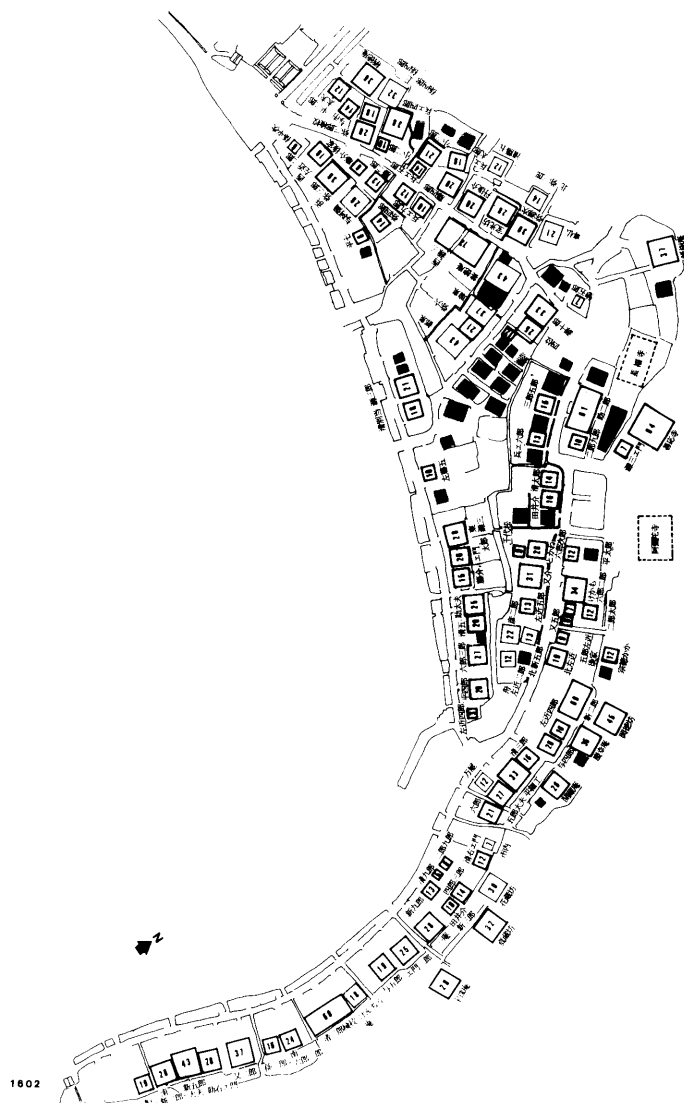


図-9 慶長7年集落空間構成推定復原図

示した。

さて, ここで第1に問題となるのは, 屋敷地規模が極端に小規模であって, 隣接する屋敷地との間に空地が存在することであろう。実際, 明治6年(1873)の屋敷地面積が, 平均86.6坪であるのに対して, 慶長7年(1602)の屋敷地面積は, 平均22.0坪と約4分の1であり, 大きな格差を生じている。そのことを, どのように理解すれば良いのであろうか。慶長7年(1602)検地帳に記載された屋敷地は, 実検に基づくと考えられるから, 何らかの根拠をもって屋敷地が決定された筈である。そこで前章で検討したように, 集落内の屋敷地においては, 宅地境界の閉鎖性がみられず, 境界領域が曖昧であって, 路地等による外部空間の共用性が根強く継承されており, 付属屋群による屋敷地の囲い込みも近世後期以降の上級階層の住居形態に成立したものにすぎないことに注目しなければならない。すなわち, 慶長7年(1602)の段階では, いまだ屋敷地境界の閉鎖性はみられず, 屋敷地は, 主屋を中心とした住居建築そのものの規模に近いものではな

かったかという推測が可能である。そこで前章で検討した主屋規模についてみると、4室構成では、平均18.7坪、6室構成では、平均29.6坪であって全体としては平均22.1坪となる。これは、慶長7年(1602)の屋敷地規模と極めて類似した規模分布を示すのである。以上から、慶長期の屋敷地は主屋を中心として下屋（現状では下屋の空間利用が極めて発達している）あるいは若干の付属屋を含むものが設定されたと推定できるのである。これによっても、近世初期の主屋平面構成が大規模なものでなく、近世後期以降の一般階層に定着している4室構成に継承されるべき小規模な住居形態が主であったことがわかる。

最後に、図-9をもとに、慶長期の集落空間構成の特質とそれによって推測される中世後期の集落空間構造についてみてみたい。

まず第一に、集落の居住地域は、門内に限定されており、近世後期にみられたように、門外に屋敷地は存在しない。近世初期には、四足門が、集落内の居住領域を規定する境界装置として機能していたことが認められる。それはさらに、中世後期の惣村段階においても領域性を示していたと推測される。すなわち、惣の自検断の貫徹する居住領域であって共同体構成員の居住を厳格に規定するものであったとみられる。

第二に一村化した近世後期の集落空間構成では、浜側と内陸側の屋敷地格差が顕在化している。しかし近世初期にはそうした浜側の優位性は必ずしも明確ではなく、屋敷地は集落内部の主軸道路の両側を中心に構成されており、大規模屋敷と小規模屋敷が混在している。さらに、重要なことは、集落中央部に、「前田」と呼ばれる中世以来の耕地を挟んで東村・西村の領域が空間的に分離されていることであろう。また、砂州状に伸びた浜沿いの屋敷地と内陸部の浜側屋敷地との間には、耕地以外の空閑地がみられ、現状の東西舟入りよりもさらに内陸部に湖水面が貫入していた可能性が高い。特に西ノ舟入付近は、近世初期には、さらに大規模な港湾であった推測され、その周辺を屋敷地が取り囲んでいたとみられる。このように、西村は、主軸道路を中心に両側に屋敷地が立地し、さらに後背地にも中小規模屋敷が立地する塊村状の集落形態をもち、西ノ舟入付近にさらに大規模な港湾を有する集落空間構成を示す。それに対して東村は、阿弥陀寺周辺では、内陸部の主軸道路を挟んで、両側に屋敷地が分布し、すでに街村化しているが、基本的には、浜沿いの屋敷地によって構成されるリニヤーな集落空間構成を示している。こうした両村に分離される空間構造こそ、15・16世紀に顕在化してくる東・西村による地縁共同体の成立を物語るものであり、惣村の性格を規定するものであったといえよう。

第三に屋敷地形態については、前述したとおり、主屋に対応するとみられる屋敷地間は空閑地として残されている。それは、まず、東端部にみられるような浜地や路地・水路として共用空間となることが可能な外部空間であったと推定される。そのうちには、まず惣有地が多く含まれていたと考えられ、また、私有地では地先権が認められていた浜地においても浜通りが想定されるように、共用空間化する可能性をもつものであった。すなわち、惣として居住領域が厳格に規定されるのに対して、その内部では逆に、屋敷地の自己完結的な閉鎖性は脆弱であったと推定される。また、屋敷地には、階層間格差が認められ、主軸道路に対して前後に屋敷が配置される等、近世後期の屋敷地が浜側と内陸部といった地域的な階層差となっているのに比較すれば、同一地域における混住がみられる。そして、こうした階層差は、中世後期の「近江菅浦棟別掟」(『菅浦文書』146)にみられる「本家」「かせや」「つのや」「むなはしらや」といった階層格差に対応するものと推定される。そこでは、村の公事として賦課された家役が住居形態に対応したものとして課されており、それは、前述したように、近世初期の屋敷地が主屋を中心とした住居建築そのものを示していることと関連して重要な意味をもつ。すなわち、惣共同体の構成員として、住居形態こそが個を表象する重要な存在であり、それは、自己完結的な屋敷構をもつことによってではなく、惣に規定された門内の居住領域に存在することによって自立しえたといえよう。そこに中世惣村の空間構造の特質が認められるのである。

最後に、集落内に点在する庵・坊についてみる。近世後期における寺院群は集落東側の高石垣上に寺院地区を形成しているが、慶長期には、いまだ集落の住居地区の内部に多くの庵・坊が点在していることが判明する。これらは、中世後期に住民によって建立された多くの寺庵を継承するものであり、かつて、中世段階においては、住居と混在したと推定されることに注目しておく必要がある。すなわち、中世集落が、こうした宗教施設と住居との不可分の居住形態を示しているのに対して、それらの多くが近世中期以降、消失しあるいは住居地区外へと転出し、やがて、寺院地区としての領域を明確化して、寺院と住居は区分された存在となるのである。

以上、慶長期の集落空間構成から推測される中世後期の集落空間構造の特質について考察した。そこでは、中世後期の東・西村という地縁的な惣共同体を具現化した住居形態を見い出すことが可能である。そして、それは、近世に至って、幕藩体制下に再編される過程で矮小化していった惣機構と軌を一にするものとして、前章で検討した近世後期にみられる居住形態へと変容したといえよう。